

岩手県水産基盤整備方針 (2023～2026)

令和5年3月

岩手県農林水産部

～ 目次 ～

I	はじめに	1
1	策定趣旨・役割	
2	位置づけ	
II	いわての水産業における現状	3
1	漁業担い手の状況	
2	漁業生産の状況	
3	水産流通加工の状況	
III	水産関連施策を踏まえた水産基盤整備の展開方向	6
IV	施策の基本方向	7
V	重点取組事項	10
1	働きやすい漁業地域づくりの推進	10
	(重点取組事項①) 漁業生産の効率化・就労環境の改善	
	(重点取組事項②) 水産資源の回復・増大	
	(重点取組事項③) 漁港機能の維持・保全	
2	災害に強い漁業地域づくりの推進	13
	(重点取組事項④) 漁港の防災・減災機能の強化	
	(重点取組事項⑤) 漁業地域の更なる防災力向上	
3	魅力あふれる漁業地域づくりの推進	15
	(重点取組事項⑥) 漁村の活性化	
	(重点取組事項⑦) 快適な生活環境の確保・維持	
VI	重点取組事項に対応する主な事業	17
VII	おわりに（水産基盤整備の推進に向けて）	17
	<参考資料>	18
	参一Ⅰ 国の計画等の概要（主なもの）	
	参一Ⅱ いわての水産基盤施設の現状	
	参一Ⅲ 各事業の概要	

I はじめに

1 策定趣旨・役割

水産業は、本県沿岸地域経済を支える重要な基幹産業であり、これまで県及び沿岸市町村では、水産関係団体等と連携しながら、養殖漁業や栽培漁業に関する各種振興施策と併せて、水産業の基盤となる漁港・漁場・漁村の整備（以下「水産基盤整備」という。）を総合的に推進してきました。

このような中、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災津波（以下「大震災津波」という。）により、本県の水産基盤施設は壊滅的な被害を受けたことから、県及び市町村などでは、発災直後から、被災した施設の復旧を最優先課題として取り組み、令和元年度(2019年度)には、被災した水産基盤施設の復旧が完了したところです。

一方、国においては、令和4年3月に新たな漁港漁場整備長期計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、「産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化」、「海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保」、「海業（うみぎょう）振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」を重点課題に掲げています。

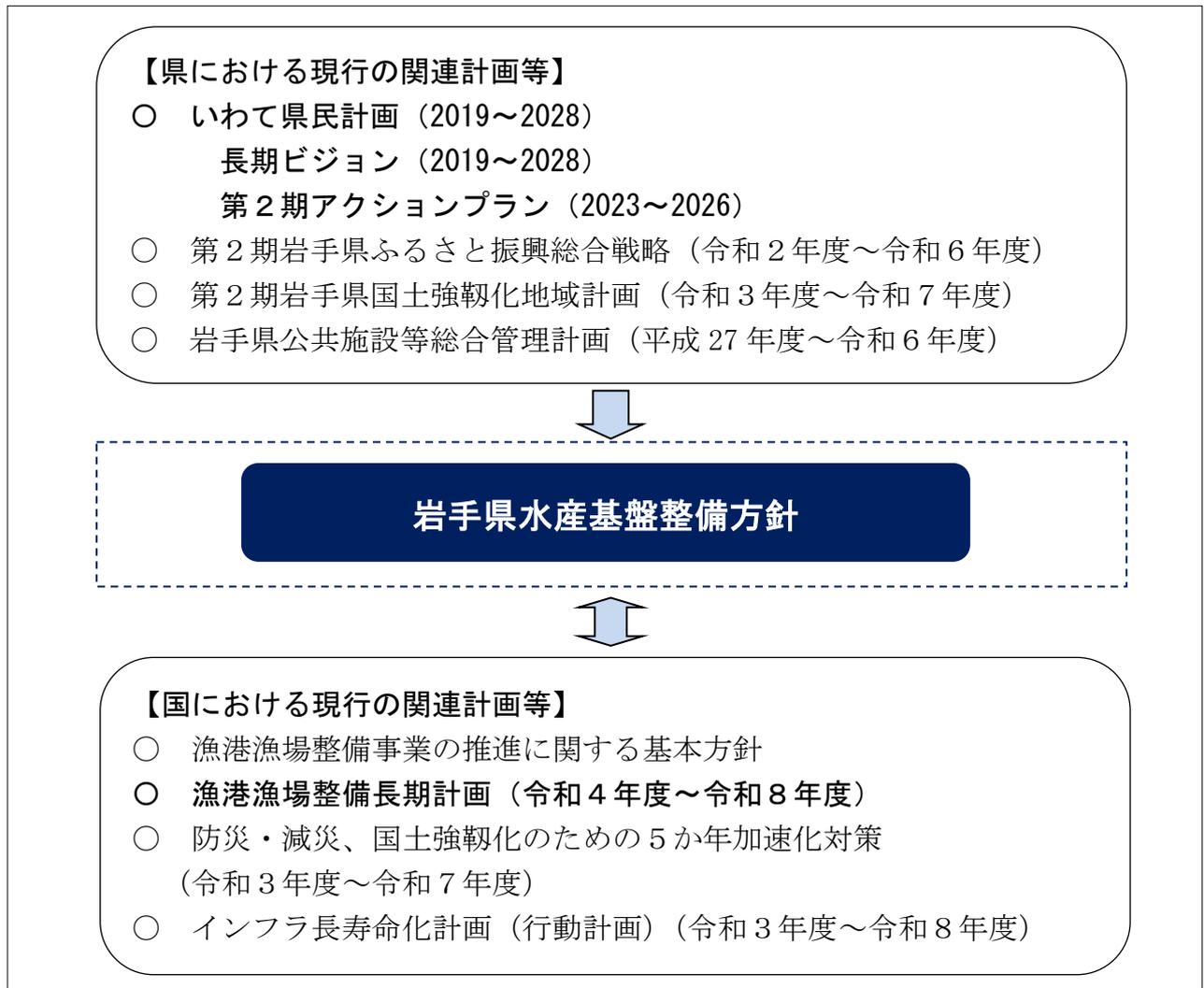
本県においては、平成30年(2018年)2月に今後の水産基盤整備の具体的な方向性を示す「岩手県水産基盤整備方針（2019～2022）」（以下「整備方針」という。）を策定し、計画的に取り組んできたところですが、令和4年度(2022年度)に整備方針の終期となるほか、近年の海洋環境の変化等に伴うサケなど主要魚種の記録的な不漁により、水産資源の回復や魚種の変化などへの対応が必要となっています。

このため、水産業を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、国が策定した漁港漁場整備長期計画等との整合を図りながら、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる取組をより具体化し、令和5年度(2023年度)以降の水産基盤整備の具体的な方向性を示す「新たな整備方針」を策定するものです。

2 位置づけ

本整備方針は、令和元年度(2019年度)を初年度とする「いわて県民計画(2019~2028)」における10年間の長期ビジョン(2019年度~2028年度)及び第2期アクションプラン(2023年度~2026年度)に掲げる水産施策のうち、水産基盤整備にかかる重点取組事項を示すものです。

【図-1 県及び国の関連計画】



本整備方針の期間については、いわて県民計画第2期アクションプラン(2023年度~2026年度)と整合を図り、令和5年度(2023)~8年度(2026)までの4年間としています。

【図-2 いわて県民計画及び国の長期計画との関連性】

区分	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
県計画	県民みんなで目指す未来像の実現に向けて取り組む政策の基本方向									
	長期ビジョン(10年)									
	重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的推進方策				第1期AP(4年)		第2期AP(4年)		第3期AP(2年)	
国計画	より具体化									
	水産基盤整備の重点取組事項				整備方針(2019~2022)		本整備方針(4年)			
整合性										
漁港漁場整備長期計画(5年)					漁港漁場整備長期計画(5年)					

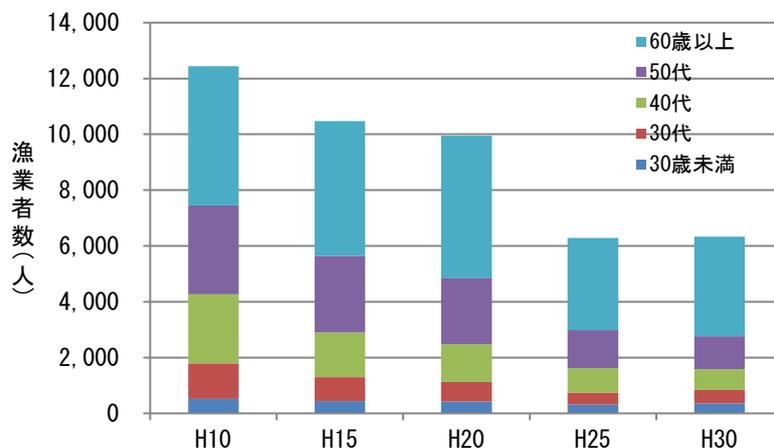
Ⅱ いわての水産業における現状

1 漁業担い手の状況

本県の漁業就業者数は、昭和 53 年(1978 年)には 2 万人を超えていましたが、平成 30 年(2018 年)には 6,327 人となり、この 40 年間で 3 割程度まで減少しています。特に、大震災津波後の平成 25 年(2013 年)は、平成 20 年(2008 年)に比べ、6 割程度に減少しましたが、その後は横ばいで推移しています。

また、漁業就業者の高齢化が進行し、60 歳以上の構成比は平成 20 年(2008 年)以降、過半を占めています。

【図－3 漁業就業者数の推移】

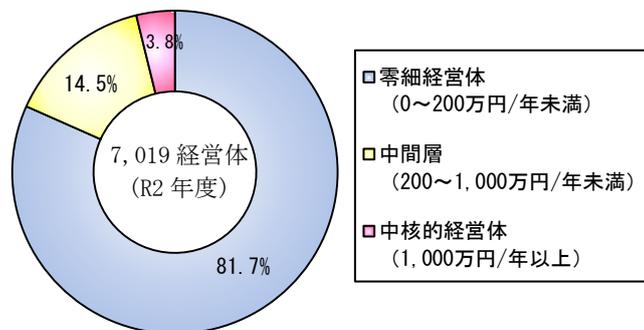


※出典 農林水産省「漁業センサス」

漁業経営体数についても、漁業就業者数と同様の傾向にあり、昭和 48 年(1973 年)に約 1 万あった経営体数は平成 30 年(2018 年)では 3,406 経営体と、この 45 年間で 3 割程度まで減少しています。

また、年間販売額 1 千万円以上の中核的経営体は全体の約 4 %と低位にある一方、年間販売額 2 百万円未満の零細経営体が全体の約 8 割を占めています。

【図－4 年間販売高別漁業経営体の構成比】



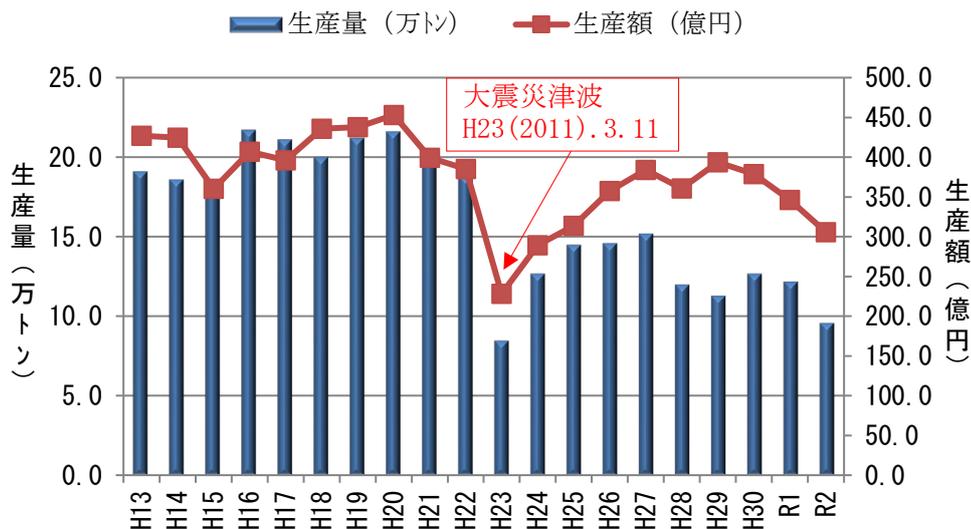
※出典 岩手県農林水産部水産振興課調べ

2 漁業生産の状況

大震災津波以前の過去 10 年間の漁業生産量は約 20 万トン/年、生産額は約 400 億円/年程度で推移していました。

大震災津波により、沿岸地域は壊滅的な被害を受け、平成 23 年(2011 年)に大幅に減少し、令和 2 年(2020 年)の生産量は約 9.6 万トン（震災前比 48%）、生産額は 306 億円（震災前比 77%）と、一度は回復傾向にあったものの、再び減少傾向にあります。

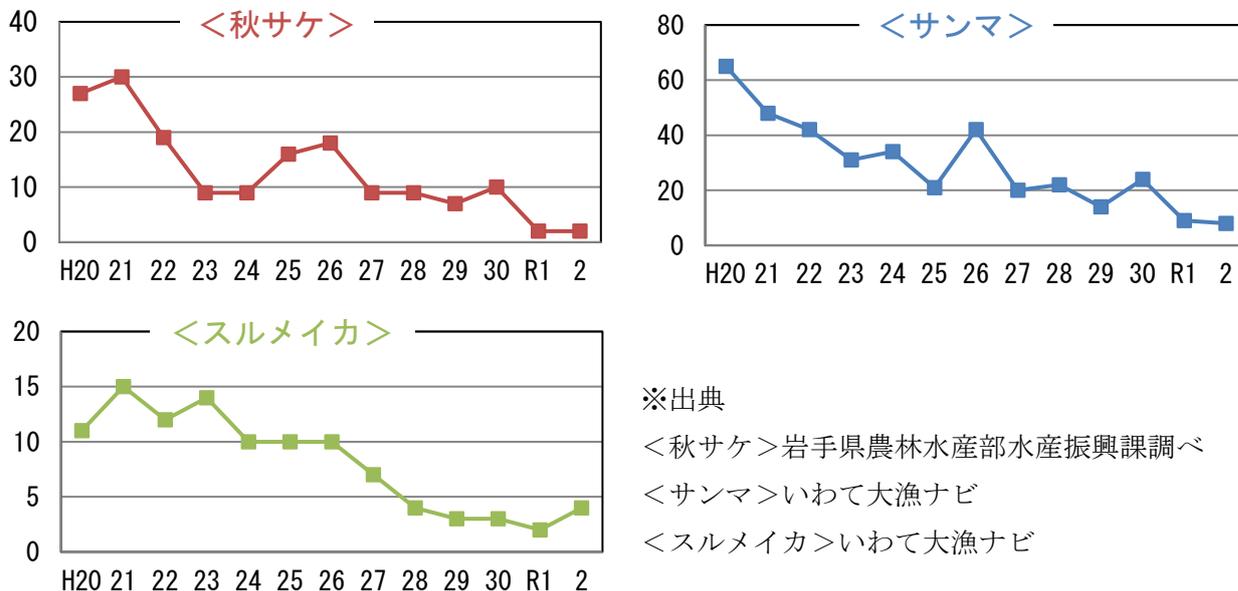
【図－5 漁業生産量・生産額の推移】



※出典 生産量：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」、生産額：農林水産省「漁業産出額」

特に、本県主力魚種である秋サケについては、海洋環境の変動等により漁獲量が大きく落ち込んでいる他、サンマは、日本近海での資源分布量が少なく、漁場が遠い場所に形成されたこと、スルメイカは、近年沿岸域に漁場が形成されないことから、漁獲量が大きく落ち込んでいます。

【図－6 主要魚種の漁獲量推移（千トン）】



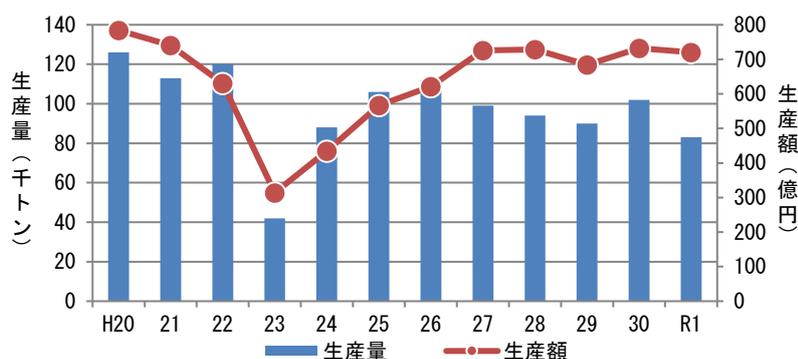
※出典
 <秋サケ>岩手県農林水産部水産振興課調べ
 <サンマ>いわて大漁ナビ
 <スルメイカ>いわて大漁ナビ

3 水産流通加工の状況

令和元年(2019年)の本県水産加工業の事業所数は、121事業所(従業者4人未満の事業所は除く。)となっており、大震災津波以前の平成22年(2010年)と比較し80%となっています。

また、令和元年(2019年)の生産量は約8万トン(震災前3ヶ年平均比69%)、生産額は720億円(震災前3ヶ年平均比100%)となっており、一定程度回復してきています。

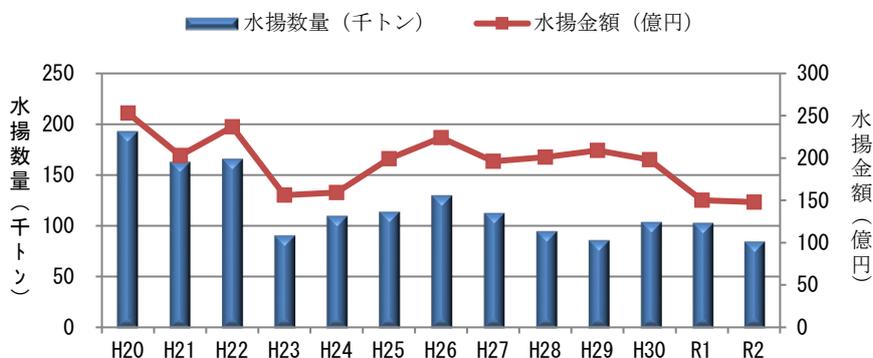
【図-7 (水産加工) 生産量・生産額の推移】



※出典 生産量：農林水産省「水産物流通調査」、生産額：経済産業省「工業統計調査」

産地魚市場における令和2年(2020年)の水揚量は約8万5千トン(震災前3ヶ年平均比49%)、水揚金額は148億円(震災前3ヶ年平均比64%)となっています。

【図-8 産地魚市場における水揚状況の推移】



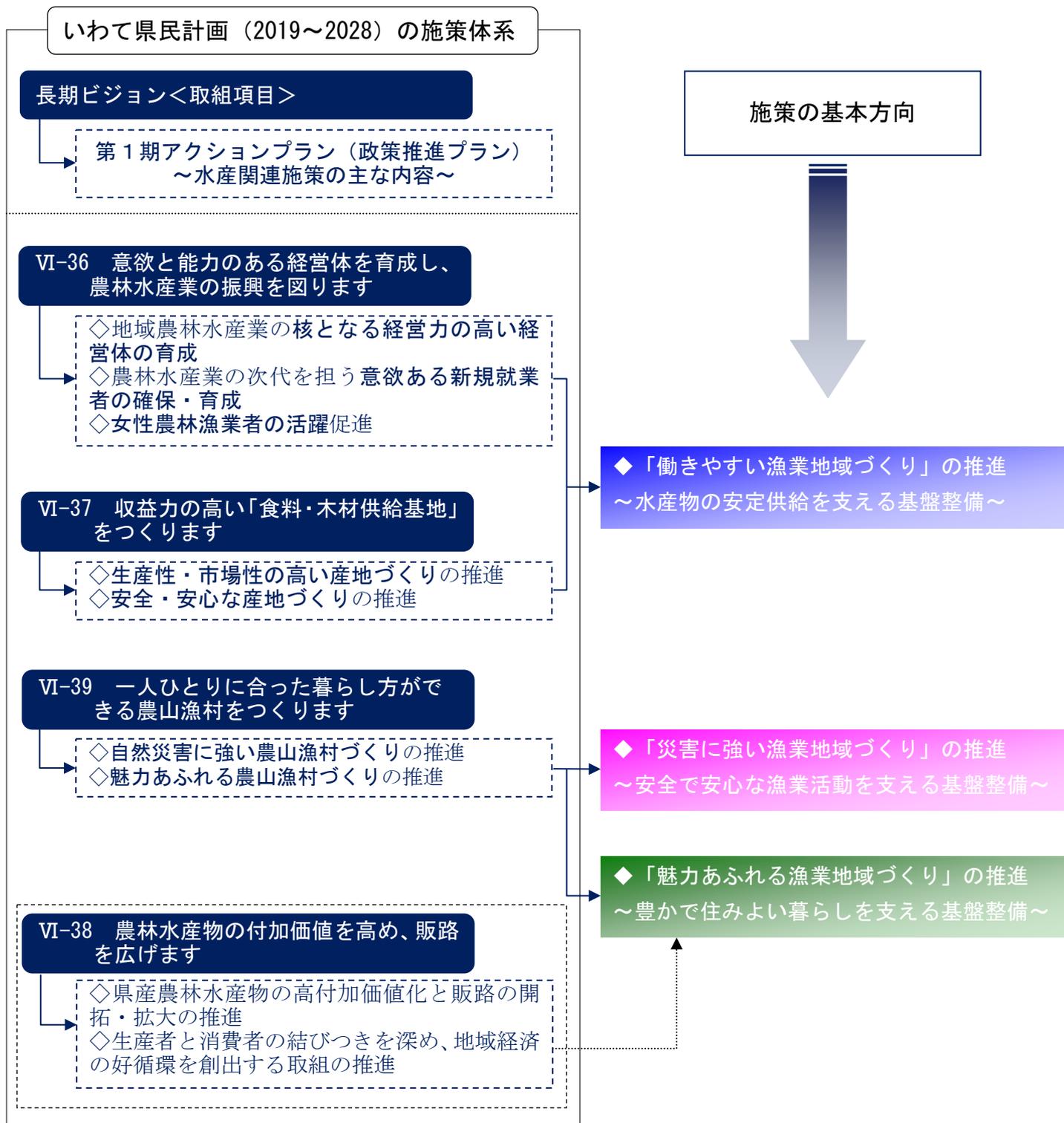
※出典 岩手県水産情報配信システム

また、本県では、消費者に選ばれる産地づくりを目指し、平成25年度(2013年度)から、県産水産物の付加価値向上や販路の確保を図るため、漁獲から流通、加工までの一貫した衛生品質管理体制の構築(高度衛生品質管理地域づくり)に取り組んでいます。

平成27年度(2015年度)までに、岩手県高度衛生品質管理基準に基づく「水産物高度衛生品質管理計画」を、産地魚市場を有する10市町村全てで策定し、このうち、令和4年(2022年)3月末までに、8市町村で「岩手県高度衛生品質管理地域」として認定されています。

Ⅲ 水産関連施策を踏まえた水産基盤整備の基本方向

水産基盤整備については、「いわて県民計画（2019～2028）」における長期ビジョン及びアクションプランに掲げる水産業振興施策と連携しながら、以下の3つの基本方向により、推進していきます。



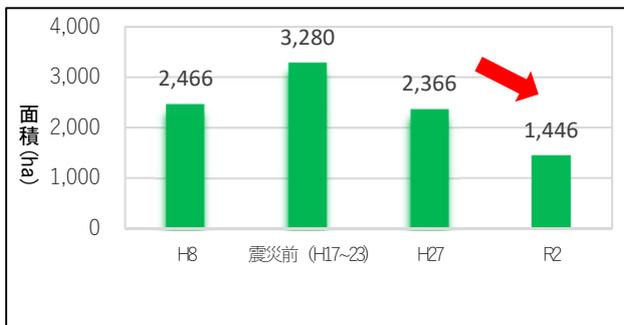
※ 水産基盤整備に関連するものを抜粋

「働きやすい漁業地域づくり」の推進に向けて

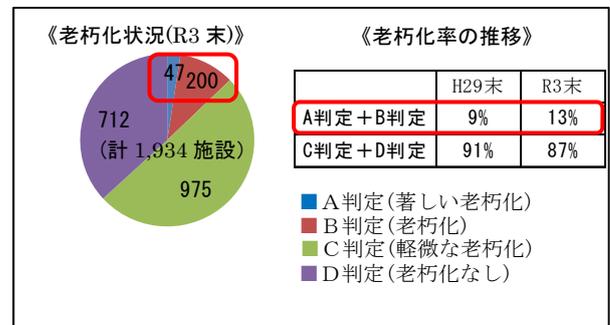
《現状と課題（水産基盤整備関連）》

- ・ 漁業者の減少や高齢化が進行していることから、漁業生産を維持していくためには、**漁業作業の効率化・就労環境の改善**が必要となっています。
- ・ 海洋環境の変化等に伴う記録的な不漁や、ウニの食害による磯焼けが続いていることから、**水産資源の回復・増大**に資する取組が必要となっています。
- ・ 防波堤など、一部の施設で老朽化が進行していることから、水産物の陸揚げや漁船係留などの機能が低下しないよう、**漁港機能の維持・保全**が必要となっています。

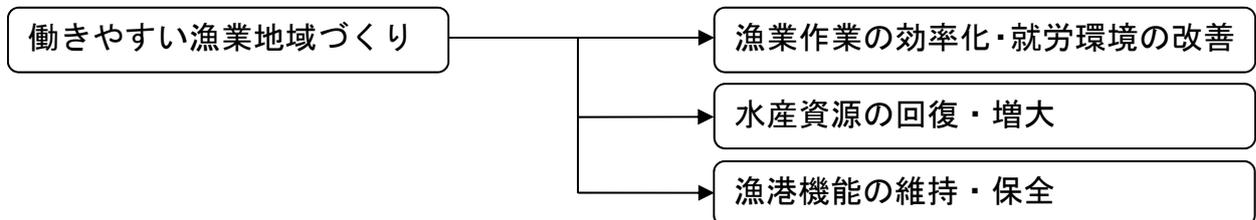
【図-9 藻場面積の推移】



【図-10 漁港施設の老朽化進行状況】



《基本方向》



《第2期アクションプラン（政策推進プラン）での位置づけ》

○ 具体的な推進方策

- ・ アワビ等の水産資源の回復・増大に向けた藻場や産卵・保護礁の造成、漁港内の静穏水域等を活用した増殖場の整備などを推進します。
- ・ 漁業生産の効率化や就労環境の改善に向けた水揚げが増加している水産物の陸揚げ作業等の効率化・省力化に資する岸壁や浮棧橋の整備、新たな産地魚市場の整備や電子入札化など、水産基盤の計画的な整備を推進します。
- ・ 水産物の安定的な供給に向け、漁港施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る計画的な保全管理を推進します。

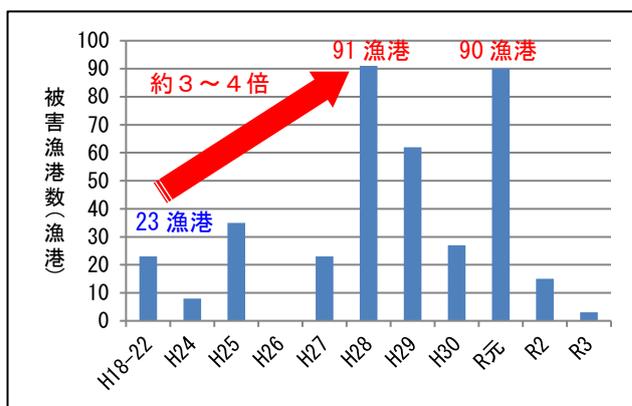
＜指標＞ 藻場造成実施箇所数（箇所）[累計]	0箇所(2021)⇒10箇所(2026)
漁港施設の長寿命化対策実施施設数（施設）[累計]	19施設(2021)⇒44施設(2026)

「災害に強い漁業地域づくり」の推進に向けて

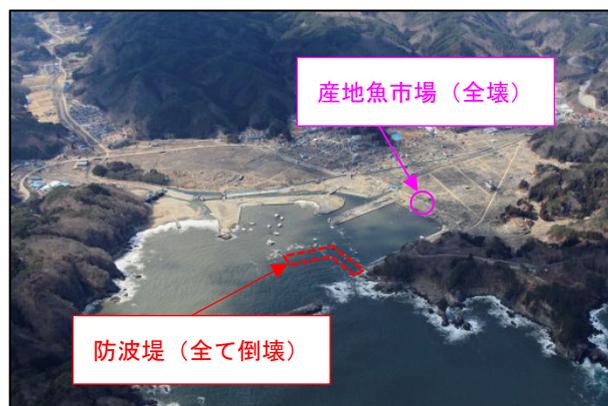
《現状と課題（水産基盤整備関連）》

- 近年頻発している超大型台風や急速に発達した低気圧による異常な高波で防波堤倒壊等の被害が発生していること、大震災津波により漁港施設の重要な機能の多くが喪失したことから、高波や地震・津波に備えた漁港の防災・減災機能の強化が必要となっています。
- 漁港内など防潮堤の堤外は、常に津波災害の危険にさらされていることから、漁港からの早期避難のための施設整備に加え、沖合で作業中の漁船の避難対策など、漁業地域の更なる防災力向上に向けたソフト施策の充実・強化が必要となっています。

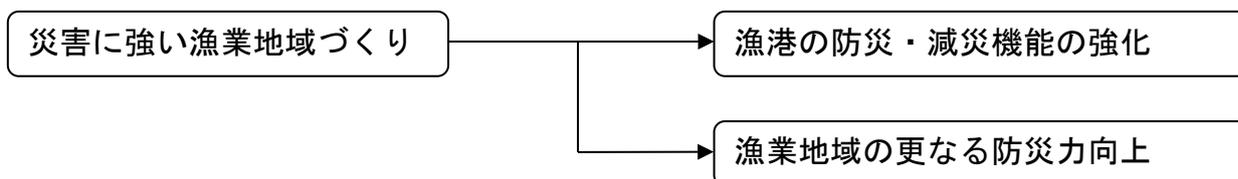
【図-11 高波による被害漁港数の推移】



【図-12 大震災津波の被災状況】



《基本方向》



《第2期アクションプラン（政策推進プラン）での位置づけ》

○ 具体的な推進方策

- 地震・津波・高波などの自然災害に備えた防波堤・岸壁等の漁港施設の防災・減災対策を推進します。
- 漁港から高台への避難体制の構築支援、作業中の漁船の避難ルールや水産業BCP（業務継続計画）の策定支援など、漁業地域の防災力向上を推進します。

＜指標＞ 漁港施設の防災・減災対策実施施設数（施設）[累計] 30 施設(2021)⇒41 施設(2026)

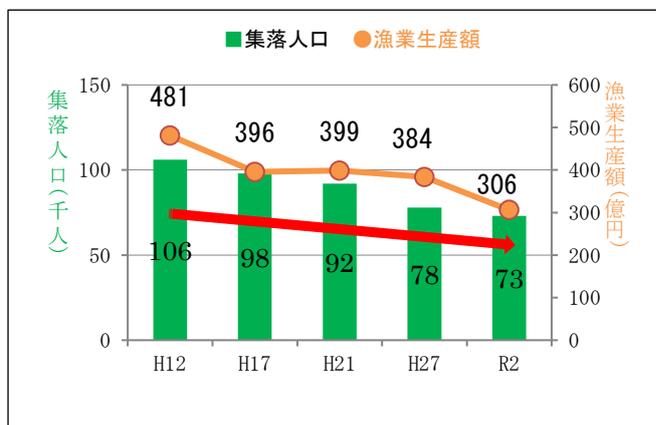
「魅力あふれる漁業地域づくり」の推進に向けて

《現状と課題（水産基盤整備関連）》

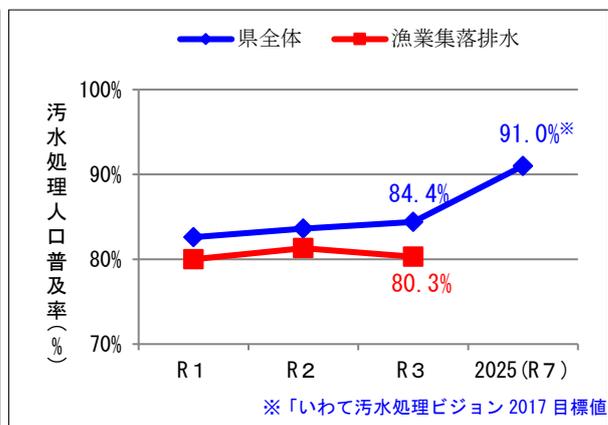
- ・ 漁村では、人口減少・高齢化や不漁に伴う漁業所得の減少により、地域の活力が低下している一方、多くの交流人口を有するなど地域資源としての潜在能力を秘めていることから、所得機会の増大や水産物の販売力の向上に向けた海業^{注1)}の取組の促進により、**漁村の活性化**を図ることが重要となっています。
- ・ 漁業集落排水施設における汚水処理人口普及率が県全体と比較して低位にあることから、**快適な生活環境の確保・維持**が必要となっています。

注1) 海業：漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組。

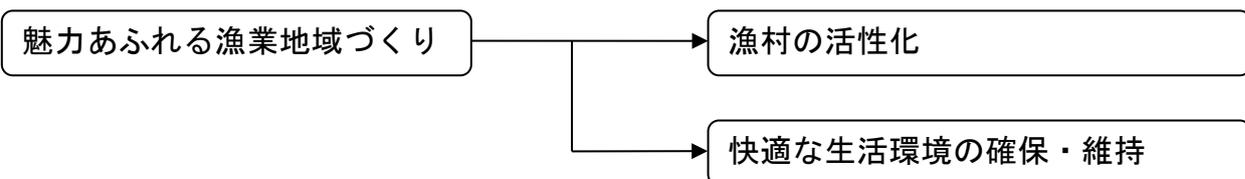
【図-13 漁業集落人口、漁業生産額の推移】



【図-14 汚水処理人口普及率の比較】



《基本方向》



《第2期アクションプラン（政策推進プラン）での位置づけ》

○ 具体的な推進方策

- ・ 水産物の直売所や漁業体験活動、マリンレジャーなど、地域の水産物や漁港施設を活用して漁村の活性化を図る海業の取組を促進します。
- ・ 農道や林道、集落排水施設等の整備による快適な生活環境づくりを促進します。

1 働きやすい漁業地域づくりの推進

重点取組事項①

漁業生産の効率化・就労環境の改善を図るため、大型漁船に対応した大水深岸壁、浮棧橋、荷揚げクレーン、屋根付き岸壁等の整備に取り組みます

《具体的な取組内容》

- 水揚げが増加している水産物の陸揚げ作業の効率化に向け、大型漁船に対応した大水深岸壁等の整備、新たな産地魚市場の整備や電子入札化などを進めます。
- 干潮時においても漁船への乗り降りが容易に行えるよう、潮位の変化に合わせて上下する浮棧橋を整備します。
- 水産物の陸揚げや悪天候時の作業環境の改善に向け、荷揚げクレーン、屋根付き岸壁、防風柵等の設置を行います。
- 夜間作業の効率化や環境負荷の低減に向け、省エネ型の岸壁照明等を整備します。

《取組のイメージ》

○ 水産物の陸揚げ作業

(整備前)



(浮棧橋の整備)



(荷揚げクレーン・屋根付き岸壁の整備)



(防風柵の整備)



重点取組事項②

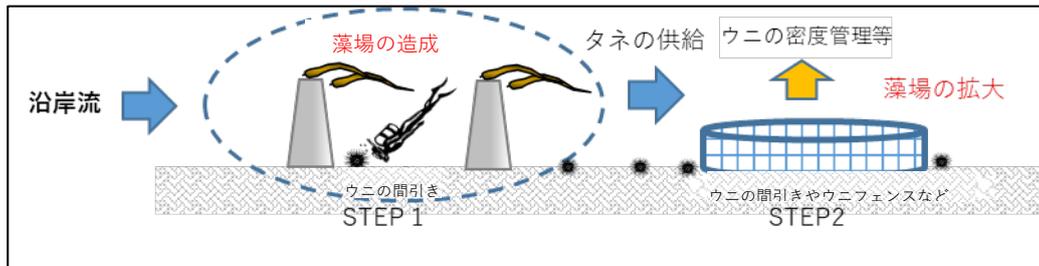
水産資源の回復・増大を図るため、アワビ等の生息場となる藻場の造成やヤリイカ等の産卵場となる魚礁などを整備するとともに、ブルーカーボンの増大に貢献する藻場再生に取り組みます

《具体的な取組内容》

- ・ アワビ等の磯根資源の回復に向け、ウニの間引き等のソフト対策と藻場造成などのハード対策を一体的に推進します。
- ・ 近年の海洋環境の変化を踏まえ、水産資源の回復・増大に向けたヤリイカ等の産卵・保護礁など、魚礁の整備を推進します。
- ・ 漁業生産の効率化や所得向上に向け、漁港内の静穏水域等を活用したアワビ等の増殖場の整備を推進します。
- ・ ブルーカーボン^{注2)}の増大に貢献する藻場の保全・創造に取り組みます。

《取組のイメージ》

○ 藻場再生のイメージ



(整備前)



(整備後)

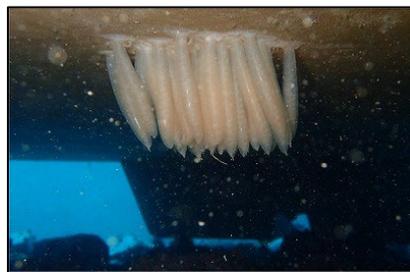


○ ヤリイカの産卵礁

(設置状況)



(産卵状況)



(アワビ等の生息場)



注2) ブルーカーボン：海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素で、その吸収源として、浅海域に分布する藻場などがある。

重点取組事項③

漁港機能の維持・保全を図るため、ドローン等の新技術を活用しながら、保全工事や定期的な点検等による漁港施設の長寿命化に取り組みます

《具体的な取組内容》

- ・ 漁港別の機能保全計画に基づき、適時適切な補修・更新など、計画的な保全工事を実施します。
- ・ 著しい老朽化が確認されている施設の老朽化対策を優先的に実施するとともに、その他の施設についても予防保全型の維持管理を実施することにより、対策コストの平準化及び縮減に取り組みます。
- ・ 漁港管理者は、ドローンなどの新技術を活用しながら、施設の老朽化の進行状況を定期的に確認し、必要に応じて機能保全計画を見直しします。

《取組のイメージ》

(対策前の橋梁鋼管杭)



(対策後の橋梁鋼管杭)



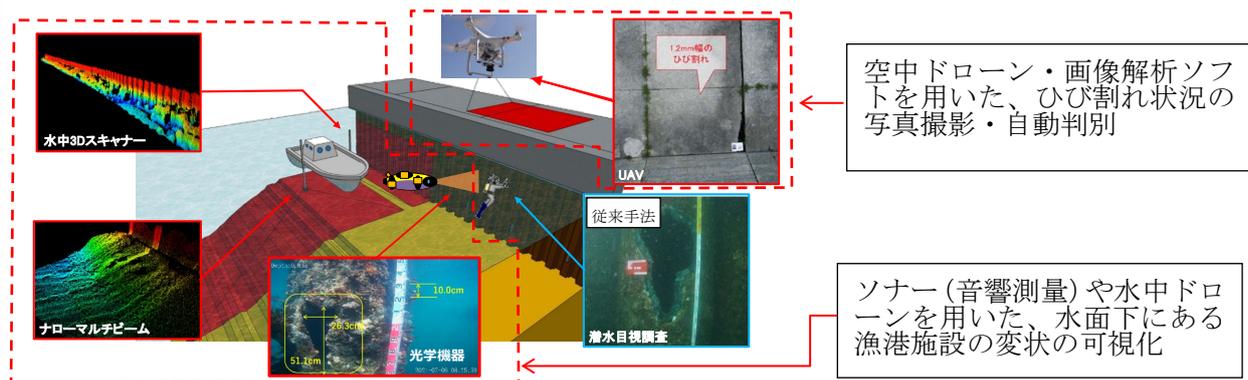
(対策前の護岸舗装)



(対策後の護岸舗装)



(ドローン等による老朽化点検)



2 災害に強い漁業地域づくりの推進

重点取組事項④

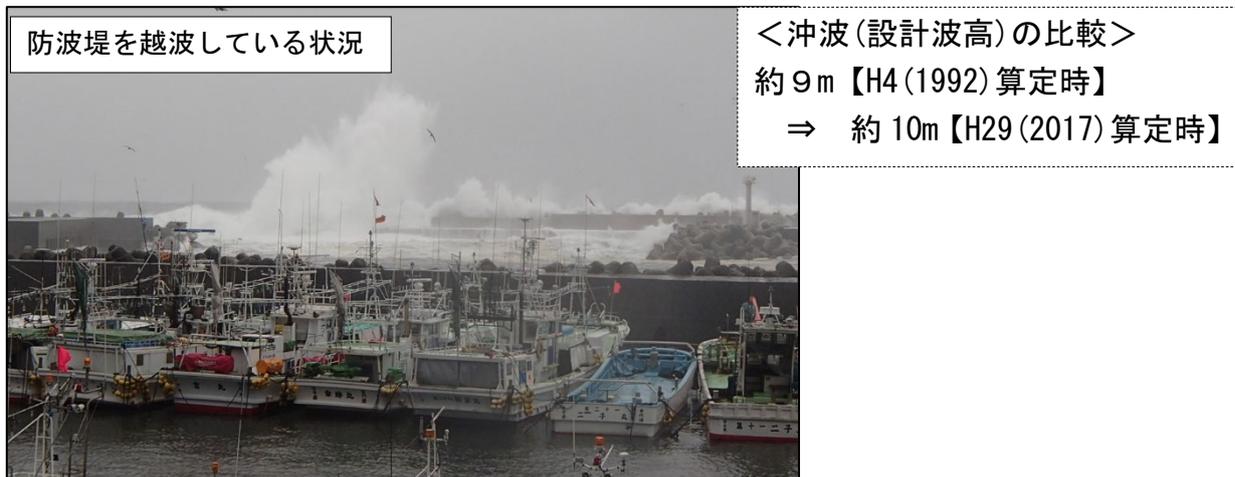
漁港の防災・減災機能の強化を図るため、高波・地震・津波に備えた防波堤等の嵩上げや拡幅、消波ブロックの設置などに取り組みます

《具体的な取組内容》

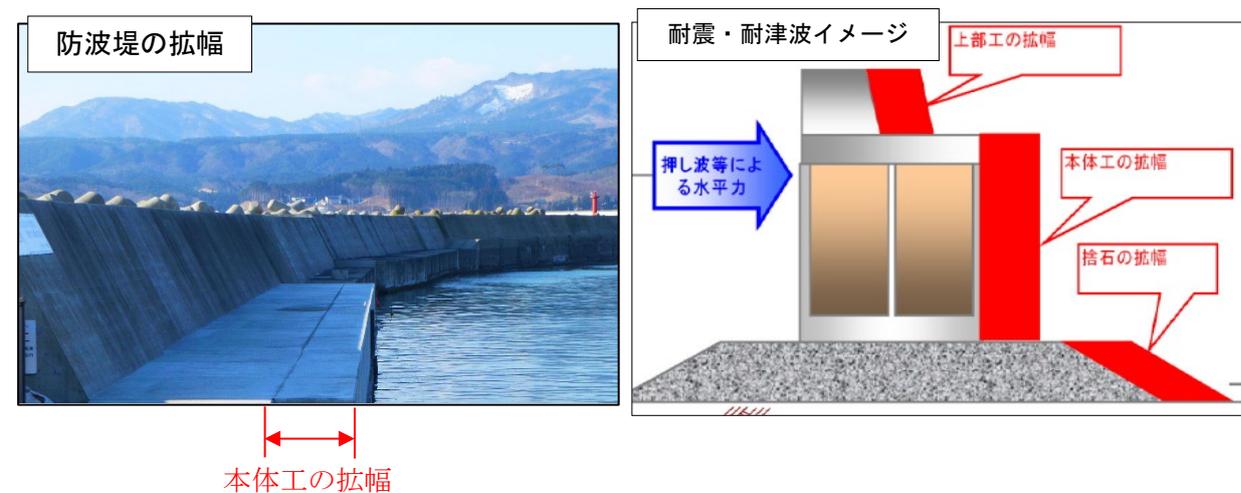
- ・ 近年の超大型台風や急速に発達した低気圧による異常な高波に対応した防波堤の嵩上げや消波ブロックの設置などを推進します。
- ・ 地震・津波に対して、産地魚市場前の岸壁や主要な防波堤等が倒壊せず、機能維持できるよう、耐震・耐津波強化を推進します。

《取組のイメージ》

○ 異常な高波に対応した防波堤等の嵩上げ



○ 主要な施設の耐震・耐津波強化



重点取組事項⑤

漁業地域の更なる防災力向上を図るため、津波避難施設等の整備に加え、漁船避難ルールづくりや業務継続計画の策定などに取り組みます

《具体的な取組内容》

- ・ 津波警報発令時において、漁港から高台への避難を誘導する津波避難施設の整備を推進します。
- ・ 津波来襲時に漁船の避難行動の目安として、漁業者が主体となって行う「漁船避難ルールづくり」の策定支援に取り組みます。
- ・ 地震や津波などの自然災害が発生した際に、水産業関係の被害を最小限にとどめ、業務を継続・早期再開するため、市場関係者が主体となって行う「産地魚市場を中心とした業務継続計画（水産業BCP）」の策定支援に取り組みます。

《取組のイメージ》

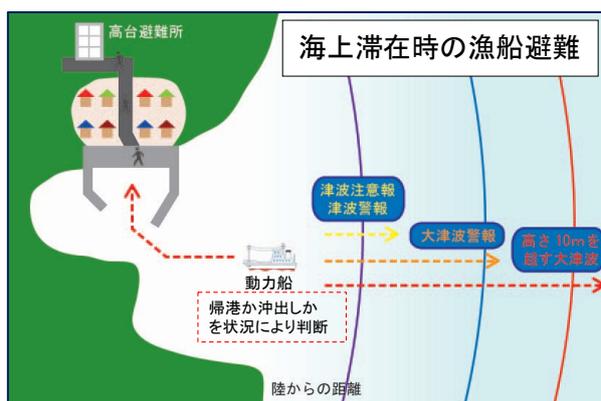
○ 津波避難施設（津波避難誘導デッキ）



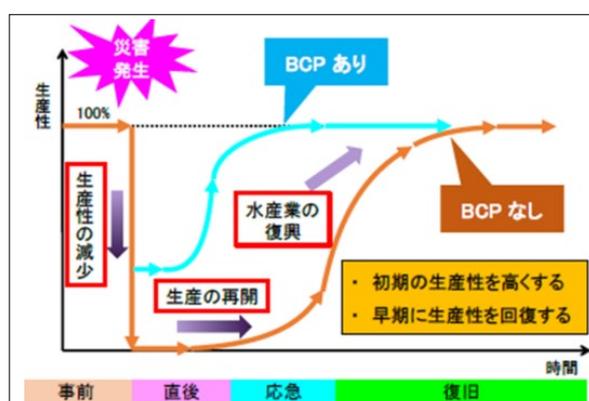
○ 津波避難施設（避難路）



○ 漁船避難ルールの概念図



○ 業務継続計画（水産業BCP）の概念図



3 魅力あふれる漁業地域づくりの推進

重点取組事項⑥

漁村の活性化を図るため、漁業体験活動や水産物の直売所・食堂など、所得機会の増大や水産物の販売力の向上に向けた海業の取組を促進します

《具体的な取組内容》

- ・ 漁業体験活動や水産物直売所・食堂など、来訪者のニーズを満たすサービスを提供するとともに、所得機会の増大や水産物の販売力を高める取組を促進します。
- ・ 漁港の利用状況等に応じて、漁港の泊地等を水産物の増養殖などに有効活用することにより、水産物の安定的な出荷体制の構築を支援します。
- ・ サップ船ツアー・観光船等の発着やプレジャーボートの係留など、マリンレジャーの基地として、漁港施設の利用を促進します。

《取組のイメージ》

○ 漁業体験活動



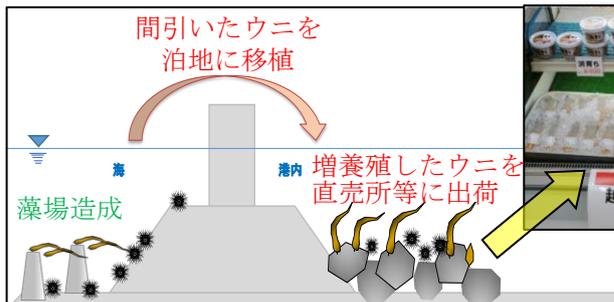
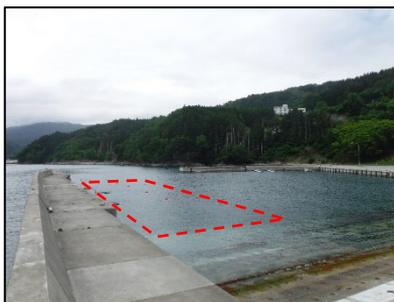
○ 水産物直売所・食堂



○ 泊地を有効活用した増養殖

(泊地を活用した増養殖のイメージ)

(直売所等に出荷)



○ サップ船ツアー等の発着所



○ プレジャーボートの係留施設



重点取組事項⑦

快適な生活環境の確保・維持を図るため、漁業集落排水施設等の整備や老朽化に備えた機能保全に取り組みます

《具体的な取組内容》

- ・ 「いわて汚水処理ビジョン2017（平成30年(2018年)1月策定）」に基づく漁業集落排水施設の整備や、集落内の安全な通行を確保する集落道等の整備を促進します。
- ・ これまでに整備した漁業集落排水施設については、機能が適切に維持できるよう、機能保全計画の策定及び保全工事を促進します。

《取組のイメージ》

- 漁業集落排水施設の整備・保全工事
（汚水処理場）



- （老朽化したポンプ等の機器の交換）



- 集落道の整備
（整備前）



- （整備後）



VI 重点取組事項に対応する主な事業

展開方向	重点取組事項	主な事業
「働きやすい漁業地域づくり」の推進	漁業作業の効率化・就労環境の改善	水産流通基盤整備事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業 強い水産業づくり交付金
	水産資源の回復・増大	水産環境整備事業
	漁港機能の維持・保全	水産物供給基盤機能保全事業
「災害に強い漁業地域づくり」の推進	漁港の防災・減災機能の強化	漁港施設機能強化事業 [再掲]水産流通基盤整備事業 [再掲]水産生産基盤整備事業
	漁業地域の更なる防災力向上	[再掲]漁港施設機能強化事業 [再掲]強い水産業づくり交付金
「魅力あふれる漁業地域づくり」の推進	漁村の活性化	[再掲]強い水産業づくり交付金 [再掲]漁港機能増進事業
	快適な生活環境の確保・維持	漁業集落環境整備事業

VII おわりに（水産基盤整備の推進に向けて）

水産基盤整備の推進に当たっては、関係機関・団体と県が連携して取り組んでいくことが重要です。本方針の内容を広く周知し、地域の課題に適切に対応した水産基盤整備を着実に推進していきます。

また、本方針は、近年の海洋環境等の変化による主要魚種の危機的な不漁の状況を踏まえながら策定していますが、今後、更なる人口減少など、様々な課題が生じることも想定されます。新たな課題が生じた際は、選択と集中による事業の重点化や効率化に努め、弾力的に対応していくことが必要です。

參考資料

1 漁港漁場整備の推進に関する基本方針（令和4年3月22日変更）

漁港漁場整備法第6条の2の規定に基づき、農林水産大臣が定めるものであり、当該基本方針においては、次に掲げる事項を定めています。

(1) 近年の水産業をめぐる情勢（抜粋）

- ・ 国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり
- ・ 周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向
- ・ 水産物の消費流通構造の変化
- ・ 漁業就業者数の減少・高齢化の進行
- ・ 国際的な燃油価格の大幅な変動
- ・ 漁業用資材価格の上昇
- ・ 国内の水産物消費量の減少、海外の日本産水産物の潜在的購買層の増加
- ・ 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震など大規模地震が高い確率での発生が予測

(2) 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていく。

ア 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

- ・ 漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化
- ・ 流通拠点となる漁港などの機能の強化
- ・ 生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化
- ・ 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備
- ・ 養殖生産拠点の形成

イ 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

- ・ 栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化
- ・ 藻場・干潟などの保全・創造
- ・ 水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進

ウ 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

- ・ 東日本大震災の被災地における着実な復興
- ・ 漁業地域の防災・減災対策の推進
- ・ 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

エ 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

- ・ 「海業」による漁村の活性化
- ・ 漁港・漁村における環境の改善

オ 社会情勢の変化への対応

2 漁港漁場整備長期計画（令和4年3月25日閣議決定）

漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針に即して、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の5ヶ年を計画期間とし、漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めています。

重点課題1 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化		
成果目標	・流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合	45% (R3) ⇒ おおむね 70% (R8)
	・漁港・漁場整備や漁港の有効活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量	おおむね 100 万トン
整備目標	・流通拠点及び輸出拠点となる漁港において、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合	49% (R3) ⇒ おおむね 60% (R8)
	・圏域計画に基づき、流通機能の再編・集約等を実施し、水産物の価格形成能力の向上や生産・流通コストの削減を図る圏域数	おおむね 20 圏域
	・養殖生産拠点地域において、各地域の生産目標を達成するため、種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る必要な機能が確保された地域の割合	64% (R3) ⇒ おおむね 85% (R8)
事業量	・水産物の流通拠点となる漁港の等のうち、水産物の流通機能を図る地区数	おおむね 90 地区
	・地域の中核的な生産活動が行われる地区のうち、生産物の生産機能の強化を図る地区数	おおむね 130 地区
	・養殖生産拠点地域のうち、養殖場や漁港等の養殖生産機能の強化を図る地区数	おおむね 50 地区

重点課題2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保		
成果目標	・水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量	5年間でおおむね 6.5 万トン
	・藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる	
	・流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	27% (R3) ⇒ おおむね 70% (R8)
	・最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合	70% (R3) ⇒ おおむね 85% (R8)
	・予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合	46% (R3) ⇒ おおむね 70% (R8)
整備目標	・総合的な水産環境の整備を行う全ての海域において、海域の環境変化を踏まえた対策を実施する。	
	水産物の流通拠点となる漁港や災害時に物資湯輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合	21% (R3) ⇒ おおむね 60% (R8)
	・予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある全ての漁港で対策工事に着手する。	

事業量	・魚礁や増養殖場の整備	おおむね 3.5 万 ha
	・漁場の効用回復に資する堆積物除去等	おおむね 10 万 ha
	・藻場の造成	おおむね 7,000ha
	・干潟の造成	おおむね 2 万 ha
	・主要施設の耐震・耐津波化	おおむね 400 漁港
	・高潮・高波に対応した漁港施設整備の実施	おおむね 200 漁港
	・漁村の防災機能の強化を図る施設整備の実施	おおむね 200 漁港
	・予防保全型の老朽化対策の実施	おおむね 800 漁港
	・漁港施設の維持管理における新技術の活用	おおむね 200 の漁港管理者

重点課題3 「海業（うみぎょう）」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上		
成果目標	・漁港の活性化により都市漁村交流人口を追加	5年間でおおむね 200 万人
	・漁港における新たな「海業」等の取組件数	5年間でおおむね 500 件
整備目標	・漁港の多様な利活用に向けた取組を行う地区	おおむね 150 地区
	・水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港において、就労環境が改善された漁港の割合	69% (R3) ⇒ おおむね 85% (R8)
	・漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合	80% (R3) ⇒ おおむね 95% (R8)
事業量	・漁村への訪問者の増加に資する施設の整備の実施	おおむね 100 地区
	・漁港の活用促進に資する整備の実施	おおむね 30 地区
	・就労環境や生活環境の改善に資する取組の実施	おおむね 150 地区

3 国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 10 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして定められています。

4 インフラ長寿命化計画（行動計画・令和 3 年 3 月 31 日改訂）

平成 25 年(2013 年)11 月 29 日に策定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、水産庁が所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため策定されています。

5 水産政策の改革

農林水産業・地域の活力創生プランに「水産政策の改革」に関する検討結果を追加し、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進めることが明記されています。

なお、「水産政策の改革」に関し、平成 30 年 12 月に漁業法の一部が改正されています。

1 沿革

明治時代や大正時代の頃までは、天然の湾形と狭い土地を利用した小規模なものであり、漁業は、古くから定置網漁業や採介藻漁業などの沿岸漁業を中心に営まれ、漁港施設は、漁船の大型化が進んだ明治時代の末期から棧橋などが設置されました。

漁港の整備は、昭和7年から時局匡救事業で大槌漁港ほかで着手した記録が残っていますが、昭和25年の漁港法制定に伴い、昭和26年度から本格的な漁港整備が始まっています。

昭和30年代の後半からは、わかめ養殖技術が開発され、県内に急速に普及していったこともあり、小規模な防波堤、物揚場、船揚場からなる、いわゆる「わかめ漁港」が県下全域に誕生し、本県の漁港・漁村の発展の契機となっています。

漁場の整備は、沿岸漁場整備開発計画が始まった昭和51年度、漁村の整備は、漁業集落環境整備事業が創設された昭和53年度から本格的な整備が開始されました。

その後、国では、漁港及び漁場を総合的かつ計画的に整備するため、平成14年度に漁港漁場整備法が施行されたことに伴い、漁港・漁場・漁村を一体とした漁港漁場整備長期計画が始まり、本県においても、同年度に岩手県水産基盤整備長期計画を策定し、これまでに計画的に整備を進めてきました。

2 漁港の現状

本県沿岸域の約709kmに及ぶ海岸線には、県管理、市町村管理合わせて大小97漁港が指定されており、約7.3kmに1漁港となっています。

【表一 1 岩手県の漁港数】

(令和4年12月31日現在)

種別	内容	漁港数		備考	
		県	市町村		
第1種	利用範囲が地元の漁業を主とするもの	69	3	66	
第2種	利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの	23	23	0	
第3種	利用範囲が全国的なもの	4	4	0	山田、大槌、釜石、大船渡
第4種	漁場の開発又は漁船の避難上、特に必要なもの	1	1	0	島の越
計		97	31	66	

全国には 2,780 の漁港がありますが、本県の漁港数は全国 8 位、漁港密度は全国 4 位に位置しています。

【表－2 全国での位置づけ】

	漁港数			漁港密度			
		都道府県管理	市町村管理	(漁港間平均距離)	(海岸線延長)		
第 1 位	北海道 243 漁港	243 漁港	—	宮城県 5.8km	826km		
第 2 位	長崎 228 漁港	51 漁港	177 漁港	和歌山県 6.9km	651km		
第 3 位	愛媛県 189 漁港	2 漁港	187 漁港	大分県 7.0km	769km		
第 4 位	宮城県 143 漁港	27 漁港	116 漁港	岩手県 7.3km	709km		
第 5 位	鹿児島県 139 漁港	45 漁港	94 漁港	鳥取県 7.4km	133km		
第 6 位	大分県 110 漁港	11 漁港	99 漁港	千葉県 7.8km	531km		
第 7 位	熊本県 103 漁港	16 漁港	87 漁港	佐賀県 7.9km	364km		
第 8 位	岩手県 97 漁港	31 漁港	66 漁港	香川県 8.0km	736km		
.		
第 40 位	福島県 10 漁港	10 漁港	—	東京都 33.1km	761km		

これまでに、漁獲物の陸揚げ作業の安全性や効率性の向上を目指し、防波堤・岸壁等の整備を進めてきました。

【表－3 主な漁港施設の整備状況】

	外郭施設			係留施設		
		防波堤	護岸		岸壁	物揚場
県	52,745m	25,433m	27,312m	31,894m	17,298m	14,596m
市町村	40,228m	21,341m	18,887m	14,777m	1,637m	13,140m
計	92,973m	46,774m	46,199m	46,671m	18,935m	27,736m

3 漁場の現状

本県は、豊かで清浄な漁場を有しており、古くから天然の漁場による沿岸漁業が営まれてきています。

昭和 51 年度の沿岸漁場整備開発計画策定以来、沿岸域の生産力向上やつくり育てる漁業の推進、漁業生産活動の効率化を目指し、これまでに沖合への魚礁設置や地先海域への増殖場の整備を進めてきました。

【表－4 漁場の整備箇所・面積】

	箇所数	整備面積
魚礁	394 箇所	12,356ha
増殖場 (アワビ・ウニ)	135 箇所	727ha
計	524 箇所	12,662ha

4 漁村の現状

97 漁港の背後に位置する漁業集落は 183 集落あり、集落人口は沿岸 12 市町村の人口の約 3 割を占めています。

昭和 53 年度の漁業集落環境整備事業の創設を契機に、漁村の生活環境の改善を目指し、漁業集落排水施設（下水道）の整備を中心に、集落道や水産飲雑用水施設（上水道）などの整備を進めてきました。

【表－5 漁業集落排水施設の整備状況】

	整備状況
地区数	31 地区
集落数	39 集落
実施市町村数	10 市町村

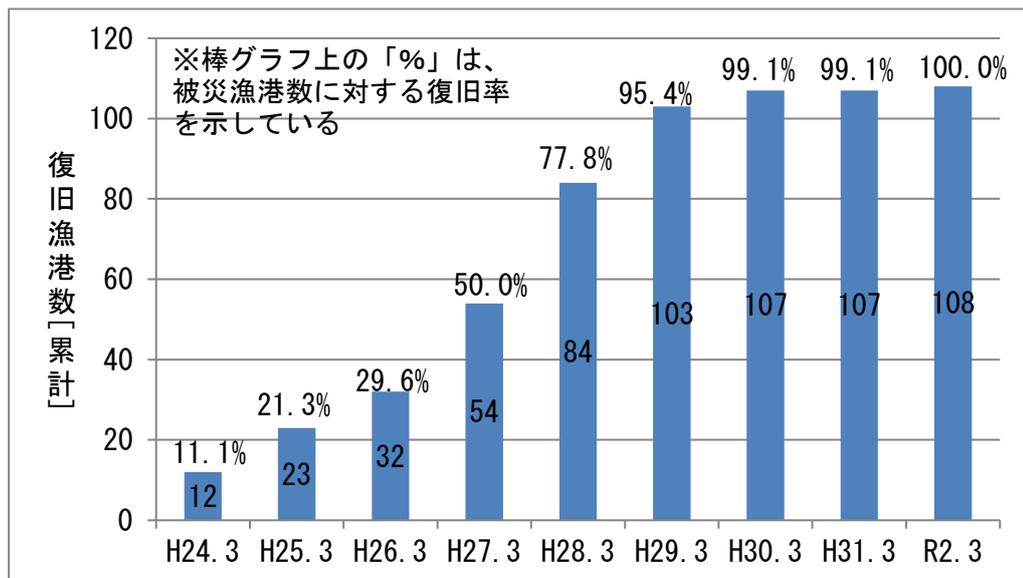
5 大震災津波の被害及び復旧状況

東日本大震災津波により、漁港については、当時の 111 漁港のうち 108 漁港で被災し、漁場については、被災状況調査が可能だった 214 施設のうち 34 施設で被災するなど、漁港関係の被害額は 4,527 億円と、県全体の約 5 割を占めました。

発災以来、ガレキ等の撤去、岸壁の嵩上げ、倒壊した防波堤の復旧などに鋭意取り組んできた結果、平成 23 年 9 月には、全ての漁港で漁船の利用が可能となるとともに、ワカメ養殖など漁業の再開が一定程度可能となりました。

その後、順次、漁業関係者と緊密に連携しながら、計画的な復旧に努め、令和元年 8 月に全 108 漁港が復旧完了となっています。

【図－15 漁港の復旧状況推移】



参一Ⅲ 各事業の概要

(令和4年4月現在)

事業概要		採択要件	
水産基盤整備事業(公共)			
水産流通基盤整備事業	水産物の流通機能の強化を図るため、漁港及び漁場の整備を行う事業	[基本要件]	第2種漁港(利用漁船数200隻程度以上若しくは属地陸揚量3千トン程度以上)、第3種漁港、第4種漁港
		[事業費要件]	5億円を超えるもの
		[規模要件]	第2種漁港にあつては、利用漁船数200隻程度以上若しくは属地陸揚量5千トン程度以上
水産生産基盤整備事業	水産資源の増大及び水産物の生産機能の強化を図るために、行う生産基盤の整備並びに水域の環境保全対策を行う事業	[基本要件]	第1種～第4種漁港
		[事業費要件]	3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの
		[規模要件] ※いずれかに該当	利用漁船数50隻程度以上 登録漁船数50隻程度以上 属地陸揚金額1億円程度以上
水産環境整備事業	水産資源の生産力の向上とともに、豊かな生態系の維持・回復を図るために漁場の整備を行う事業	[事業費要件]	3億円を超えるもの
		[規模要件]	受益戸数200戸以上
漁港施設機能強化事業	高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	[事業費要件]	機能診断：2千万円以上 機能強化工事：5千万円以上、20億円未満
		[規模要件] ※全てに該当	・高潮や波高の増大等により、漁港の安全性に問題が生じていること ・設計沖波等が現況の設計諸元を上回ること
水産物供給基盤機能保全事業	漁港施設の老朽化状況等を調べる機能診断の実施及び機能保全計画の策定並びに保全工事を行う事業	[基本要件]	第1種～第4種漁港
		[事業費要件]	20億円未満
		[規模要件] (第1種～第2種のみ) ※いずれかに該当	利用漁船数50隻程度以上 登録漁船数50隻程度以上 属地陸揚金額1億円程度以上
漁業集落環境整備事業	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業	[基本要件]	漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落 ※漁業依存度：対象集落における総生産額に対する漁業生産額(水産加工業を含める。)の割合
		[事業費要件]	3,000万円以上(機能診断及び機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満でも可能)
		[規模要件]	集落人口300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備、漁業集落道、緑地・公園広場については、100人以上)

事業概要		採択要件	
農山漁村地域整備交付金			
地域水産物供給基盤整備事業	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、漁港及び漁場施設の整備を行う事業	[基本要件]	第1種漁港又は第2種漁港
		[事業費要件]	3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの
		[規模要件] ※いずれかに該当	利用漁船数50隻程度以上 登録漁船数50隻程度以上 属地陸揚金額1億円程度以上
漁村再生交付金	地域の既存ストックの有効活用等を通じた総合的な整備を効率的に推進することにより、個性的で豊かな漁村の再生に資する生産基盤や生活環境施設等の整備を行う事業	[基本要件]	第1種～第4種漁港
		[事業費要件]	1億円以上20億円以下(都道府県が行う漁港及び漁場の整備に係る全体事業費5億円以下、市町村が行う漁港の整備に係る全体事業費は12億円以下)
		[規模要件]	おおむね6箇年以内
漁業集落環境整備事業	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業	[基本要件]	漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落 ※漁業依存度：対象集落における総生産額に対する漁業生産額(水産加工業を含める。)の割合
		[事業費要件]	3,000万円以上(機能診断及び機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満でも可能)
		[規模要件]	集落人口300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備、漁業集落道、緑地・公園広場については、100人以上)
水産基盤整備関連(非公共)			
漁港機能増進事業	漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、漁港の安全性の向上、漁港機能の増進を図るための整備を行う事業	[基本要件]	第1種～第4種漁港
		[事業費要件]	1,000万円以上3億円以下
		[規模要件]	単一の施設及び単年度整備を原則 ・省力化・軽労化・就労環境改善施設 ・安全対策向上施設 ・有効活用促進施設

事業概要		採択要件	
強い水産業 づくり交付 金 (国事業名： 水産業強化 支援事業)	<p><①機能向上対策></p> <p>漁港漁場の機能の向上及び利用の円滑化や漁業地域の活性化を目指し、漁港の効率的な利用、漁業活動の軽労化などに資する施設等の整備を行う事業</p> <p><②防災対策></p> <p>地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する施設などの整備等を行う事業</p>	[基本要件]	第1種～第4種漁港及びその背後集落、漁港漁場整備事業で整備した漁場施設
		[事業費要件]	<p>①500万円以上（県が事業主体は1,500万円以上）※既存施設の改良は500万円以上</p> <p>②のうちのハード事業は、500万円以上3億円以下</p> <p>②のうちのソフト事業は、1,000万円以下</p>
		[規模要件]	<p>①のうち、漁場施設、自然エネルギー利用施設、海業支援施設、深層水等利活用施設を整備する場合は、「浜の活力再生プラン」への位置づけが必要。</p> <p>②のうち、ハード事業を実施する場合は、「災害に強い漁業地域づくり事業」の計画承認が必要。</p>
県単独事業			
県単独漁港 改良事業	漁港施設の改良等整備を行う事業	[基本要件]	国庫補助事業の採択要件に満たないもの。

岩手県水産基盤整備方針（2023～2026）

令和5年（2023年）3月

岩手県農林水産部漁港漁村課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL 019-629-5826

FAX 019-629-5824

HP <http://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/>

[kibanseibi/1063668.html](http://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/1063668.html)